

矢野 浩一郎 元消防庁長官の意見書（骨子）

- (1) 第一審判決は、地方税法の解釈を誤り、その結果、地方の課税自主権を著しく制約することになるなど、これまでの自治省の考え方からみて看過できない問題がある。
- (2) 自治省の責任ある立場にあった者の一人として、今後の適正な司法判断と地方税制の健全な発展を期する観点から、あえて意見書を提出する。
- (3) 事業税は、事業者が地方団体の各種の施設や行政サービスを利用していることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方（応益原則）に基づく税である。このことは、政府税制調査会答申、立案者の考え方、実定法の解釈から明らかである。
- (4) 私が自治省府県税課長の昭和 5 2 年当時、全国知事会が都道府県の条例により外形標準課税の共同実施を検討したことがあったが、その当時の自治省の見解に照らしても本件条例は適法である。
- (5) 銀行業は、バブル期よりも多い業務粗利益をあげながら、不良債権処理等による損失が多額に及ぶため、事業規模に応じた税負担が見込めない状況にある。バブル期よりも事業活動が活発でありながら税負担の状況が著しく僅少にとどまるのは、銀行業のみである。また同一規模の事業活動を行なう生命保険業等と比較しても、銀行業はほとんど税負担をしておらず、著しく均衡を失っている状況にある。
- (6) 都の外形標準課税は、地方税法の許す範囲内において実施期間を限定して導入したものであり、財政再建団体への転落を回避するための緊急やむを得ない臨時的な措置であって、適切妥当な政策判断に基づくものである。

【矢野 浩一郎 元消防庁長官の主な略歴】

昭和 7年	1月18日	生
昭和29年	3月	東京大学法学部卒業
昭和29年	4月	自治庁採用
昭和52年	6月	自治省税務局府県税課長
昭和53年	7月	財政局財政課長
昭和54年	10月	大臣官房審議官（税務担当）
昭和55年	7月	大臣官房審議官（財政担当）
昭和57年	7月	大臣官房長
昭和59年	7月	税務局長
昭和61年	7月	財政局長
昭和62年	9月	消防庁長官
平成 元年	6月	退官
現 職		（財）救急振興財団理事長